

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和2年12月9日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言が発令されて以後、土庄町においては、4月14日に香川県独自の緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大防止に不断の努力をしてまいりました。

5月25日の国の緊急事態解除宣言以降、香川県においては、香川県対処方針に沿って感染症対策を実施してきたところですが、12月に入り新規感染者が連続して確認されたことから、12月9日からを「感染警戒期」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆さんや事業者の皆さんに感染拡大防止の協力要請をしました。

土庄町においても、国、県の動向を鑑み、基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力要請に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、2.と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。